

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長長谷英史から平成 29 年 3 月 10 日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があつたので公表する。

平成 29 年 3 月 14 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成 29 年 3 月 21 日午前 0 時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、生協中之島、生協芦原診療所、生協こども診療所、和歌山生協病院付属診療所、河西診療所、訪問看護ステーションレインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション生協みなみ、ヘルパーステーション協同、海南・海草総合介護支援センターげんき、特別養護老人ホームわかば、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌山県民総合健診センター、和歌山県赤十字血液センター田辺出張所、済生会有田病院、ライフケア有田及び潮岬病院の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。